愛媛県報

令和６年11月12日火曜日　第560号

発行　愛　媛　県

◇ 目　　次 ◇

告　　示

○　指定自立支援医療機関の指定……（障がい福祉課）… 804
○　大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要……（経営支援課）… 804
○　肥料登録有効期間の更新……（農産園芸課）… 805
○　道路の区域変更（県道桜井山路線）……（東予地方局今治土木事務所）… 805
○　瀬戸内海環境保全特別措置法第５条による特定施設の設置の許可申請の概要……（中予地方局環境保全課）… 805
○　道路の供用開始（県道薮ヶ市松野線）……（南予地方局管理課）… 807
○　道路の供用開始（県道大洲野村線）……（南予地方局大洲土木事務所）… 807

選挙管理委員会告示

○　直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……（選挙管理委員会）… 808

告　　示

○愛媛県告示第998号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和６年11月12日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　　称	所　在　地	開　設　者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
愛らんど薬局　上灘店	伊予市双海町上灘甲5350番地10	株式会社瀬戸内調剤薬局	松山市山越三丁目５番26号	代表取締役　嶋　本　光　佑	薬局（育成医療・更生医療）	令和６年10月１日
イオン薬局今治馬越店	今治市馬越町４－８－１	イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１	代表取締役　井　出　武　美	薬局（育成医療・更生医療）	令和６年11月１日

○愛媛県告示第999号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により市町から聴取した意見及び同条第２項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

令和６年11月12日

愛媛県知事　中　村　時　広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第８条第１項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第８条第２項の規定により述べられた意見の概要
ドラッグコスモス北高下店	今治市北高下二丁目883番１　外	業務用車両出入口前面の道路（市道衣干鳥生線：鳥生小学校通学路の指定あり）について、鳥生小学校から下校する児童生徒の安全確保のため、荷さばきを行う時間帯や特定の時間帯における業務用車両の出入口を一時的に変更する等、通学路に注意する旨記載した看板の設置以外の対策を講じる必要がある。	生活環境保持の見地からの意見はなし。
		「図面３　建物配置図」内の（※）－（N）について、一般車両と業務用車両の区域を昼夜問わず明確に表示し、視覚的に分かりやすくする等、安全対策を講じることが望ましい。	
		「図面３　建物配置図」内の身障者用駐車場（番号43）について、店舗に入る際には駐車場内の車道を横断する必要があり、歩車分離できていない状態であるため、安全対策を講じることが望ましい。	

○愛媛県告示第1000号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和６年11月12日

愛媛県知事　中　村　時　広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和12年12月15日	愛媛県第1210号	炭酸カルシウム肥料	くみあい粒状苦土炭	アルカリ分　53.0	その他の制限事　項	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村５号1111番地
			酸石灰１号	可溶性苦土　15.0 内く溶性苦土　10.0	は、公定規格のとおり	

○愛媛県告示第1001号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和６年11月12日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	桜井山路線	今治市郷本町二丁目584番２から 同市八町西一丁目759番５地先まで	旧	メートル 6.5～28.5	キロメートル 0.530	
		今治市郷本町二丁目584番２から 同市八町西一丁目759番５地先まで	新	6.5～37.0	0.530	

○愛媛県告示第1002号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第５条第１項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第５条第３項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び東温市役所において告示の日から３週間公衆の縦覧に供する。

令和６年11月12日

愛媛県中予保健所長　廣　瀬　浩　美

１　申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

四国医療サービス株式会社

松山市久万ノ台1195番地

代表取締役　吉永　英人

２　事業場の名称及び所在地

四国医療サービス株式会社愛媛工場

東温市南野田429番地48

３　特定施設に関する事項

⑴　施設番号３

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第１第67号洗濯業の用に供する洗浄施設
特定施設の能力	１回当たり164kg
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後直ちに
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	８：30～17：30
特定施設の１日当たりの使用時間	８時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値　水素イオン濃度（水素指数）	通常　９ 最大　10
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値　化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　100 最大　150
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値　浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　65 最大　100
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値　窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　11 最大　15
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値　りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　１ 最大　１
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）	通常　50 最大　56

備考　既存施設を使用廃止し、更新設置する。

⑵　施設番号10、11

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第１第67号洗濯業の用に供する洗浄施設
特定施設の能力	１回当たり20.5kg
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後直ちに
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔		８：30～17：30
特定施設の１日当たりの使用時間		８時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		特になし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常　9 最大　10
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　100 最大　150
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　65 最大　100
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　11 最大　15
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　1 最大　1
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　4 最大　6

備考　既存施設を使用廃止し、更新設置する。
　　排水量は、施設番号10及び11の２台分。

⑶　施設番号15

特定施設の種類		水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第１第67号洗濯業の用に供する洗浄施設
特定施設の能力		１回当たり50㎏
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着工後直ちに
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		８：30～17：30
特定施設の１日当たりの使用時間		８時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		特になし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常　9 最大　10
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　100 最大　150
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　65 最大　100
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　11 最大　15
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　1 最大　1
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　7 最大　9

備考　既存施設を使用廃止し、更新設置する。

４　汚水等の処理施設に関する事項

⑴　施設番号16　排水処理施設

設置年月日		2007年８月30日	
処理施設の種類		生物処理及び物理処理	
処理施設の型式		―	
処理施設の構造		ＲＣ構造	
処理施設の主要寸法		縦 12.2メートル　横 19.9メートル 高さ 7.4メートル	
処理施設の能力		１日当たり500立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		活性汚泥法＋急速ろ過法	
処理施設の使用時間間隔		連　続	
処理施設の１日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		特になし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常　6～9 最大　6～10	通常　5.8～8.6 最大　5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　146 最大　200	通常　10 最大　15
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　98 最大　100	通常　10 最大　15
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　12 最大　15	通常　6 最大　7
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　1 最大　1	通常　0.3 最大　0.6
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　450 最大　500	通常　450 最大　500

⑵　施設番号21　排水処理施設

設置年月日	2001年８月
処理施設の種類	物理処理、化学処理及び生物処理
処理施設の型式	―
処理施設の構造	ＲＣ構造
処理施設の主要寸法	縦 7.3メートル　横 14.1メートル 高さ 4.85メートル

処理施設の能力		１日当たり78立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		スクリーン、凝集剤添加油水分離、ＯＲＰ制御凝集剤添加間欠長時間曝気方式	
処理施設の使用時間間隔		連　続	
処理施設の１日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		特になし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項　目	処　理　前	処　理　後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常　6～8 最大　5.8～8.6	通常　6～8 最大　5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　360 最大　450	通常　18 最大　25
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　440 最大　550	通常　12 最大　15
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　24 最大　30	通常　5 最大　15
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　24 最大　30	通常　1 最大　2
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　63 最大　78	通常　63 最大　78

５　事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の１日当たりの量

№.１排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常　5.8～8.6 最大　5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　6 最大　11
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　11 最大　17
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　11 最大　15
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　6 最大　8
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　0.4 最大　0.8
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　513 最大　578

備考　他に、雨水専用排水口として№.２、№.３排水口がある。

○愛媛県告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和６年11月12日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	薮ヶ市松野線	北宇和郡松野町大字富岡2186番３	令和６年11月12日

○愛媛県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和６年11月12日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字切畠甲1330番１から 同町大竹字小成乙915番10まで	令和６年11月12日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２編第５章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和６年11月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長　三　好　賢　治

１　直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

⑴　選挙権を有する者の総数　1,107,349

⑵　選挙権を有する者の総数の50分の１の数　22,147

⑶　80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数　238,419

２　県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の３分の１の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,534	14,178
南宇和郡	16,881	5,627
松山市・上浮穴郡	427,223	137,871
今治市・越智郡	130,796	43,599
宇和島市・北宇和郡	70,126	23,376
八幡浜市・西宇和郡	33,502	11,168
新居浜市	95,361	31,787
西条市	87,206	29,069
大洲市・喜多郡	46,750	15,584
伊予市	30,028	10,010
四国中央市	69,476	23,159
西予市	29,637	9,879
東温市	27,829	9,277